

件名：スペインにおける新型コロナウイルスの発生状況について（3月17日）

☆☆☆☆☆ご不明な点がありましたら在スペイン大使館までご連絡下さい☆☆☆☆☆

【本日のポイント】

◆本日（17日）、日本国外務省は、スペイン・ナバラ州に対する感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げました。これにより、感染症危険情報レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））が出ている地域は、マドリード州、バスク州、ラ・リオハ州及びナバラ州となります。

◆本日（17日）、スペイン・イベリア航空によると、マドリードから日本への直行便について、3月19日、3月21日を最終便とし、その後の運航を一時停止することを決定したとのことです。予約情報等は同社HPからご確認ください。短時間のうちに予約が増加する可能性もありますので、ご注意ください。

◆3月14日のスペイン政府による「警戒事態」宣言、日本外務省によるスペインに対する感染危険情報レベル引き上げ等により、上記のとおりフライト等にも影響が出てきている他、マドリードやバルセロナ等スペイン全国にて、ホテルが一時営業を休止する動きが増えております。刻一刻と状況が変化しておりますところ、観光等により滞在中の短期渡航者の方や健康上の理由等で日本に帰国の必要のある方をはじめ、在留邦人の皆様にはこれら情報を注意深くご確認ください。

◆本日（17日）、13時のスペイン政府の発表によれば、スペイン全土の感染者数は累計で11,178人（死亡491人）。本日の感染者数の増加は1,987名となっており、前日比+21.6%と引き続き感染者数の伸びが大きくなっております。

●●●●●本日の新規事項●●●●●

1 本日（17日）、日本国外務省は、スペイン・ナバラ州に対する感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げました。これにより、感染症危険情報レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））が出ている地域は、マドリード州、バスク州、ラ・リオハ州及びナバラ州となります。同国のその他の地域についてはレベル2（不要不急の渡航はやめてください）が維持されています。

●マドリード州、バスク州、ラ・リオハ州及びナバラ州

レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）。

（※ナバラ州においてはレベル2からレベル3へ本日引き上げ）

●その他の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（維持）

《危険・スポット・広域情報：スペイン》

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_161.html#ad-image-0

2 本日（17日）、スペイン・イベリア航空によると、マドリードから日本への直行便について、3月19日、3月21日を最終便とし、その後の運航を一時停止することを決定したとのことです。予約情報等は同社HPからご確認ください。短時間のうちに予約が増加する可能性もありますので、ご注意ください。

（フライト運航状況参考 URL（3月16日16時時点））

https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_001124.html

3 スペインにおける最新の感染者数情報

3月17日（13時）、スペイン政府は、スペインで発生した新型コロナウイルス（COVID-19）の感染者数が11,178人（前日比+1,987名、21.6%増）に達した旨発表しました。各州における感染者数の詳細は以下のとおりです。感染者数等の数値は刻々と増加しております。最新の数値は各種報道も参考にしてください。

<感染者数の州別内訳（累計）> 計17州及び2自治都市：11,178人（死亡491人）

マドリード州：4,871人（+706）、カタルーニャ州：1,394人（+491）、バスク州：765人（+135）、アンダルシア州：683人（+129）、カスティーリャ・ラ・マンチャ州：567人（±0）、バレンシア州：541人（+132）、カスティーリャ・レオン州：431人（+97）、ラ・リオハ州：355人（+43）、ナバラ州：313人（+39）、ガリシア州：292人（+47）、アラゴン州：207人（+33）、アストゥリアス州：193人（+16）、エストレマドゥーラ州：153人（+42）、カナリア州：148人（+29）、ムルシア州：97人（+20）、バレアレス州：92人（+19）、カンタブリア州：58人（±0）、メリリャ自治都市：17人（+9）、セウタ自治都市：1人（±0）

●○●○●注意事項一般●○●○●

1 旅行者に対する入国制限や入国後の行動制限

スペイン政府の「警戒事態」宣言に係る具体的措置の一環として、17日午前0時より、陸路を通じたスペインへの入国が以下の方々へのみに制限されています。

- （1）スペイン人
- （2）スペイン人以外のスペイン居住者
- （3）国境を越えて職場に通勤する者
- （4）その他やむを得ない理由を書面にて証明できる者
- （5）スペインで接受される外交団、領事団、国際機関職員（公務の場合）

なお、同措置は商品の流通に係る交通には適用されない由。

(スペイン内務省参考 URL) (西語)

http://www.interior.gob.es/es/web/interior/noticias/detalle/-/journal_content/56_INSTANCE_1YSSI3xiWuPH/10180/11634808/?redirect=http%3A%2F%2Fwww.interior.gob.es%2Fes%2Fportada%3Fp_id%3D101_INSTANCE_pNZsk80xKI0x%26p_p_lifecycle%3D0%26p_p_state%3Dnormal%26p_p_mode%3Dview%26p_p_col_id%3Dcolumn-2%26p_p_col_pos%3D2%26p_p_col_count%3D4

2 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約1メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話(基本的には112)により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もありますところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP : 各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100019059.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・部屋を分けましょう
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・マスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

3 その他生活上の注意点等

(1) 手洗い・咳エチケットの励行、人混みを避ける等の新型コロナウイルス感染に対する適切な対応をお願いいたします。

(2) スペインでも感染者数の増加とともに食料やその他生活用品の買い占めの動きがあります。在留邦人の方々におかれては焦らずご対応頂けますと幸いです。

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ : <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表), +(34)-91-590-7614 (領事部直通)

ホームページ: https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話: +(34)-928-244-012

ホームページ: https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話: +(34)-93-280-3433

ホームページ: http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。